

## エプソン環境推進トナー仕様書

### 1 発注する物品の規格等

(1) メーカー

エプソン

(2) 商品名及び品番等

環境推進トナー L P B 3 T 3 4 S

(3) 印刷可能枚数

約15,200枚（A 4 サイズ、片面連続印刷時）

(4) 参加条件

純正品以外の使用は印刷品質低下や故障の原因になる場合があり、その使用によって生じた不具合の対応は、無償保証期間中あるいは保守契約期間中であっても有償となるため同等品は不可とする。

### 2 上記トナーを使用するプリンタの規格等

(1) メーカー

エプソン

(2) 商品名および品番等

デスクトップ型ページプリンタ（L P - S 3 5 9 0）

(3) プリンタ台数

令和 7 年 4 月 1 日時点で、全庁で 6 2 台の使用を予定している。

### 3 数量

(1) 最小発注数量 1 個

(2) 発注予定数量 2 4 0 個

### 4 納入方法等について

(1) 納入期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日とする。

(2) 納品場所は、発注時に指定する場所とする。

(3) 納品にあたっては、発注した課所室の指示に従うこと。

(4) 発注日から 4 日以内に納品できること（ただし、大量に発注する場合は除く）。

- (5) 納入時に、使用済みのトナーカートリッジを回収すること。回収および処分に関する費用は、落札者の負担とする。

## 5 その他

- (1) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量あたりの単価契約とする。
- (2) 最小発注数量あたりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (3) 秋田市が、契約業者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。